

## 警察庁訓令第5号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

警察庁長官 田中 節夫

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令

(警察庁の内部組織の細目に関する訓令の一部改正)

第1条 警察庁の内部組織の細目に関する訓令(昭和32年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指導官」の次に「、技術指導官」を加える。

(警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令の一部改正)

第2条 警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令(昭和34年警察庁訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同警察通信研究センター所長」を「同警察情報通信研究センター所長」に改め、同条第3号中「非常勤職員」の次に「(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)」を加える。

別紙第1警察大学校の項中「警察通信研究センター」を「警察情報通信研究センター」に改める。

(外国語技能検定に関する訓令の一部改正)

第3条 外国語技能検定に関する訓令(昭和38年警察庁訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「長官官房教養課長」を「長官官房参事官(教養担当)」に改める。

(警察教養細則の一部改正)

第4条 警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(警察情報通信研究センターの課程)」に改め、同条中「警察通信研究センター」を「警察情報通信研究センター」に、「通信」を「

情報通信」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。